

東京都北区の区議会が、防衛施設庁の談合事件で公正取引委員会の排除措置命令を受けた企業を代表者とするJ・Vが落札した「王子小学校・王子中学校新築工事」の契約議案を可決した。早期開校への住民の要望が強し、区が土壌浄化費用を負担して建設地を取得するなど、早期開校に向けて取り組んできた。ここで延期すれば、これまで税金を投入してきたことも問われる。開校時期と仮契約中に排除措置命令をてんびんにかけた結果、区と議会は開校時期を重視した。

区と議会の判断は、排除措置

命令などを受けた企業でも、特別な事情がある場合は本契約が結べるという事例を全国に示した。また、発注者の個別事情や競争性の阻害という事態を考慮せず、指名停止をかけるという旧来の制度に二石を投じたという意味も持つ。

今回の問題は、まず区の仮契約条項に解除規定がないことに起因している。こうしたケース

では「慣例」で落札者が辞退してきた。建設会社が今、意識と行動を大きく変化させているのに対し、区の制度が従来のまま変化していなかった。区は「早急に制度を見直す」と約束、契約の解除条項は設けたが、制度全体の見直しも検討する必要があるだろう。

このため「なぜ契約するか」を、議会と区が、区民が納得できるように十分説明ができなければ、「特別の事情」に対する不信感を持たれかねない。まして、制度改善や談合への毅然とした態度を区に求めつつ、「与党」の立場を守るために本会議で退席した民主区民クラブは、

区民の代表としての義務と権利を放棄していると受け取れるのではないか。言うまでもないが、コンプラ

北区が下した 重い決定

建設論評

全国の自治体では、防衛施設庁談合事件の排除措置命令を受けた落札者は、議会の否決、落札者辞退、仮契約解除のいずれかで契約していない。議会でも「学校だから」という理由だけでは、ほかの自治体の対応との差を説明できない。「区が談合に甘い」という印象を与える「など不安視する声が挙がっていた。当初、議会は落札者の辞退を強く期待し、自ら最終決定する

ことを避け、落札者が辞退しなかったため、最後まで二分したまま、会派の構成人数で賛否を決した。だが、区民の代表である議会は最終的な意思決定権を持つっており、賛成派、反対派ともに、その結果責任も負っている。

ただ、問題は北区に限ったことではなく、全国の自治体が内包しているリスクと言える。建設業界の大きな変化に自治体の制度は、十分に対応しているだろうか。変化に合わせて制度を改善し続けなければ、いつかリスクは顕在化する。また、こうした制度の不備などに常に目を配り、チェックすることが区民の代表である議会の当然の義務だ。(啓)